

改 正 後	現 行
別紙 森林整備保全事業発注者支援業務委託実施要領 第 1 ～第 4 （略） 第 5 発注者支援業務の積算 発注者支援業務を委託する場合の経費は、次の基準により積算するものとする。 1 業務委託料の構成 <pre>graph LR A[業務委託料] --- B[業務価格] A --- C[消費税相当額] B --- D[業務原価] B --- E[一般管理費等] D --- F[直接原価] D --- G[間接原価] F --- H[直接人件費] F --- I[直接経費] H --- J[事務用品費] H --- K[旅費交通費] I --- L[業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等] I --- M[業務用事務室損料、備品等] I --- N[現場の雑役に従事する労務者の費用] I --- O[電算機使用経費] I --- P[その他] G --- Q[その他原価] P --- Q</pre> 2 （略） 3 業務委託料の積算 （1）業務委託料の積算方式 業務委託料の積算は、次の式により行うものとする。 業務委託料＝（業務価格）＋（消費税等相当額） <u>＝（直接人件費＋直接経費＋その他原価＋一般管理費等）</u> <u>×（1＋消費税等率）</u> （2）各構成費目の積算 ア 直接人件費 （ア）（略） （イ）工事監督支援業務 直接人件費は、一般勤務費と超過勤務費の合計額とし、それぞれの積算は次によるものとする。 a 一般勤務費 一般勤務費は、委託期間に技術者の資格区分に応じた月額単価を乗じて得た額とする。 なお、委託期間は、月数単位（小数第 2 位を四捨五入し 1 位止め。）とし、技術者の月額単価は、別に定める技術者の基準日額に積算勤務日数（<u>19.5 日/月</u>）を乗じて得た額とする。 b （略） イ 直接経費 直接経費は、第 5 の 2 の (1) のイの各項目について実費を次により積算する。ただし、各項目の (ア)、(エ)、(カ) 及び (キ) については、業務遂行上特に必要で、特記仕様書に明記した場合のみ積算する。 （ア）（略）	別紙 森林整備保全事業発注者支援業務委託実施要領 第 1 ～第 4 （略） 第 5 発注者支援業務の積算 発注者支援業務を委託する場合の経費は、次の基準により積算するものとする。 1 業務委託料の構成 <pre>graph LR A[業務委託料] --- B[業務価格] A --- C[消費税相当額] B --- D[業務原価] B --- E[一般管理費等] D --- F[直接原価] D --- G[間接原価] F --- H[直接人件費] F --- I[直接経費] H --- J[事務用品費] H --- K[旅費交通費] I --- L[業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等] I --- M[業務用事務室損料、備品等] I --- N["（新設）"] I --- O[電算機使用経費] I --- P[その他] G --- Q[その他原価] P --- Q</pre> 2 （略） 3 業務委託料の積算 （1）業務委託料の積算方式 業務委託料の積算は、次の式により行うものとする。 業務委託料＝（業務価格）＋（消費税等相当額） <u>＝（直接人件費＋直接経費）＋（その他原価）＋（一般管理費等）</u> <u>＋（1＋消費税等率）</u> （2）各構成費目の積算 ア 直接人件費 （ア）（略） （イ）工事監督支援業務 直接人件費は、一般勤務費と超過勤務費の合計額とし、それぞれの積算は次によるものとする。 a 一般勤務費 一般勤務費は、委託期間に技術者の資格区分に応じた月額単価を乗じて得た額とする。 なお、委託期間は、月数単位（小数第 2 位を四捨五入し 1 位止め。）とし、技術者の月額単価は、別に定める技術者の基準日額に積算勤務日数（<u>20 日/月</u>）を乗じて得た額とする。 b （略） イ 直接経費 直接経費は、第 5 の 2 の (1) のイの各項目について実費を次により積算する。ただし、各項目の (ア)、(エ)、(カ) 及び (キ) については、業務遂行上特に必要で、特記仕様書に明記した場合のみ積算する。 （ア）（略）

(イ) 旅費交通費

通勤により業務を行うことを標準とする。
旅費交通費の積算上の起点は、原則として最寄りの市町村役場とする。
上記の起点から業務場所までの運転時間を計上し、運転経費は、下表により計上する。

1 時間当たり

<u>名称</u>	<u>単位</u>	<u>数量</u>	<u>単価</u>	<u>摘要</u>
<u>ライトバン</u>	<u>時間</u>	<u>1.0</u>		<u>1,500cc 森林整備保全事業建設機械損料算定表による。</u>
<u>ガソリン</u>	<u>L</u>	<u>2.7</u>		<u>スタンド渡し</u>

(注) 1. ライトバンの運転時間は、一般道路 30km/h、高速道路等 80km/h で計算し時間あたりに四捨五入する。
2. 高速道路等の料金は、別途計上する (消費税抜きの金額)。
3. 運転労務は計上しない。

ただし、やむを得ず滞在して業務を行う場合は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」(平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号森林整備部長通知) の 5 (3) ②によることとする。

(削る。)

(削る。)

(ウ) ～ (カ) (略)

ウ～オ (略)

第 6 業務委託料の変更の取扱い
(略)

別表 1 (略)

<u>技術者の名称</u>	<u>技 術 経 歴</u>
管理技術者 技師 (A)	1 技術士法 (昭和 <u>58</u> 年法律第 <u>25</u> 号) 第 <u>32</u> 条に規定する技術士の登録 (総合技術監理部門－建設又は森林、建設部門、森林部門 (森林土木科目) の登録に限る。) を受けた者 2 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 27 条に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得した者

(イ) 旅費交通費

旅費交通費は、発注者が定めている旅費に関する規則等に準じて積算する。
ただし、業務場所から現地までの往復は、業務用自動車により行うものとし、交通費、日額旅費は精算しない。

a 通勤で業務を行う場合

本支店から業務場所までの通勤距離が片道 30km 以内又は自家用自動車にて片道 1 時間以内 (大都会近郊で一般交通機関を利用して通勤することが一般的と考えられる場合は、片道 50km 以内又は片道通勤時間が 1 時間 30 分以内。) については、交通費は計上しない。

b 滞在して業務を行う場合

通勤距離又は自家用自動車による通勤所要時間が前記 a を超える場合は、交通費及び滞在費を積算する。

(a) 交通費

交通費は、本支店から業務場所までの運賃及び特急料 (急行料) の往復で積算する。

<u>区 分</u>	<u>適 用</u>	<u>備 考</u>
<u>片道 50～100km 未満</u>	<u>急行料</u>	<u>在来線積算を原則とする</u>
<u>片道 100km 以上</u>	<u>特急料</u>	

(b) 滞在費

滞在費は、業務のため現地に滞在する費用とし、その積算は、発注者が定めている旅費に関する規則等の「下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合。」を適用する。
なお、滞在費の対象日数は、月 30 日とし、契約後 5 日間は準備期間として積算の対象外とする。

(ウ) ～ (カ) (略)

ウ～オ (略)

第 6 業務委託料の変更の取扱い
(略)

別表 1

<u>技術者の名称</u>	<u>技 術 経 歴</u>
管理技術者 技師 (A)	1 技術士法 (昭和 32 年法律第 <u>124</u> 号) 第 <u>14</u> 条に規定する技術士の登録 (総合技術監理部門－建設又は森林、建設部門、森林部門 (森林土木科目) の登録に限る。) を受けた者 2 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 27 条に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得した者

	3 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者 4 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が行うシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の登録（森林土木部門、施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）を受けた者 5 委託する発注者支援業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ発注者支援業務の実務経験を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法第 69 条の 2 に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 13 年以上ある者 (2) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 17 年以上ある者 (3) 学校教育法による高等学校若しくは<u>中等学校令</u>（昭和 18 年勅令第 36 号）による<u>中等学校</u>を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 20 年以上ある者
担当技術者 技師（B）	1 1 級土木施工管理技士の資格を取得した者 2 林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者 3 RCCMの登録（森林土木部門、施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）を受けた者 4 森林土木関係の技術的行政経験を 10 年以上有する者 5 委託する発注者支援業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ発注者支援業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者 (2) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 13 年以上ある者 (3) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上ある者
技師（C）	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得し、その森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上ある者 (2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上ある者 (3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者 (4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 11 年以上ある者
技術員	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得した者 (2) 森林土木部門の職務に従事した期間が 3 年以上ある者又はこれと同等以上の知識及び技術を有する者

	3 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者 4 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が行うシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の登録（森林土木部門、施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）を受けた者 5 委託する発注者支援業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ発注者支援業務の実務経験を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法第 69 条の 2 に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 13 年以上ある者 (2) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 17 年以上ある者 (3) 学校教育法による高等学校若しくは旧中学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 20 年以上ある者
担当技術者 技師（B）	1 1 級土木施工管理技士の資格を取得した者 2 林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者 3 RCCMの登録（森林土木部門、施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）を受けた者 4 森林土木関係の技術的行政経験を 10 年以上有する者 5 委託する発注者支援業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ発注者支援業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者 (2) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 13 年以上ある者 (3) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上ある者
技師（C）	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得し、その森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上ある者 (2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上ある者 (3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者 (4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 11 年以上ある者
技術員	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得した者 (2) 森林土木部門の職務に従事した期間が 3 年以上ある者又はこれと同等以上の知識及び技術を有する者

1・2 (略)

【見積参考歩掛】

工事区分別の歩掛は、原則として、見積を徴収し、積算を実施するものとする。
以下の歩掛は、参考として提示するものである。

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【当初設計】簡易A区分 (工種が4種以下の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師○	技術員
溪間工、山腹工	<u>5.000</u>	<u>0.500</u>	<u>29.800</u>	<u>3.700</u>
地すべり防止	<u>3.300</u>	<u>0.300</u>	<u>20.500</u>	<u>2.800</u>
林道開設・改良	<u>3.400</u>	<u>0.500</u>	<u>21.600</u>	<u>2.700</u>
林道開設・改良 (舗装)	<u>2.900</u>	<u>0.500</u>	<u>16.300</u>	<u>2.500</u>
林道維持・補修・修繕	<u>3.800</u>	<u>0.000</u>	<u>22.700</u>	<u>0.000</u>
林道施設災害復旧	<u>3.400</u>	<u>0.500</u>	<u>21.600</u>	<u>2.700</u>

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【当初設計】標準B区分 (工種が5種以上の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師○	技術員
溪間工、山腹工	<u>7.300</u>	<u>0.500</u>	<u>40.800</u>	<u>5.000</u>
地すべり防止	<u>5.900</u>	<u>0.500</u>	<u>31.500</u>	<u>4.800</u>
林道開設・改良	<u>6.400</u>	<u>0.300</u>	<u>37.000</u>	<u>5.400</u>
林道開設・改良 (舗装)	<u>4.500</u>	<u>0.400</u>	<u>31.600</u>	<u>3.000</u>
林道維持・補修・修繕	<u>7.100</u>	<u>0.500</u>	<u>41.500</u>	<u>5.700</u>
林道施設災害復旧	<u>6.400</u>	<u>0.300</u>	<u>37.000</u>	<u>5.400</u>

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【変更設計】簡易A区分 (工種が4種以下の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師○	技術員
溪間工、山腹工	<u>2.800</u>	<u>0.000</u>	<u>18.000</u>	<u>0.000</u>
地すべり防止	<u>2.100</u>	<u>0.000</u>	<u>13.100</u>	<u>0.000</u>
林道開設・改良	<u>2.400</u>	<u>0.300</u>	<u>12.000</u>	<u>1.800</u>
林道開設・改良 (舗装)	<u>2.000</u>	<u>0.300</u>	<u>10.000</u>	<u>1.500</u>
林道維持・補修・修繕	<u>2.200</u>	<u>0.000</u>	<u>13.200</u>	<u>0.000</u>
林道施設災害復旧	<u>2.400</u>	<u>0.300</u>	<u>12.000</u>	<u>1.800</u>

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【変更設計】標準B区分 (工種が5種以上の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師○	技術員
溪間工、山腹工	<u>4.100</u>	<u>0.300</u>	<u>23.500</u>	<u>4.600</u>
地すべり防止	<u>3.200</u>	<u>0.300</u>	<u>18.500</u>	<u>2.500</u>
林道開設・改良	<u>4.200</u>	<u>0.300</u>	<u>21.000</u>	<u>3.200</u>
林道開設・改良 (舗装)	<u>3.600</u>	<u>0.400</u>	<u>19.000</u>	<u>2.500</u>
林道維持・補修・修繕	<u>4.600</u>	<u>0.400</u>	<u>24.600</u>	<u>2.800</u>
林道施設災害復旧	<u>4.200</u>	<u>0.300</u>	<u>21.000</u>	<u>3.200</u>

1・2 (略)

【見積参考歩掛】

工事区分別の歩掛は、原則として、見積を徴収し、積算を実施するものとする。
以下の歩掛は、参考として提示するものである。

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【当初設計】簡易A区分 (工種が4種以下の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	<u>4.356</u>	<u>0.326</u>	<u>27.102</u>	<u>3.671</u>
地すべり防止	<u>3.146</u>	<u>0.328</u>	<u>20.291</u>	<u>2.629</u>
林道開設・改良	<u>3.018</u>	<u>0.385</u>	<u>20.096</u>	<u>2.417</u>
林道開設・改良 (舗装)	<u>2.499</u>	<u>0.410</u>	<u>15.842</u>	<u>2.463</u>
林道維持・補修・修繕	<u>2.867</u>	<u>0.388</u>	<u>18.477</u>	<u>2.430</u>
林道施設災害復旧	<u>3.018</u>	<u>0.385</u>	<u>20.096</u>	<u>2.417</u>

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【当初設計】簡易B区分 (工種が5種以上の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	<u>6.718</u>	<u>0.224</u>	<u>39.414</u>	<u>5.292</u>
地すべり防止	<u>5.107</u>	<u>0.357</u>	<u>32.019</u>	<u>4.036</u>
林道開設・改良	<u>5.697</u>	<u>0.274</u>	<u>35.100</u>	<u>4.353</u>
林道開設・改良 (舗装)	<u>4.448</u>	<u>0.485</u>	<u>27.168</u>	<u>3.826</u>
林道維持・補修・修繕	<u>7.153</u>	<u>0.252</u>	<u>40.195</u>	<u>4.182</u>
林道施設災害復旧	<u>5.697</u>	<u>0.274</u>	<u>35.100</u>	<u>4.353</u>

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【変更設計】簡易A区分 (工種が4種以下の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	<u>2.473</u>	<u>0.313</u>	<u>14.644</u>	<u>2.089</u>
地すべり防止	<u>1.879</u>	<u>0.276</u>	<u>10.792</u>	<u>1.502</u>
林道開設・改良	<u>2.047</u>	<u>0.268</u>	<u>12.481</u>	<u>1.483</u>
林道開設・改良 (舗装)	<u>1.682</u>	<u>0.254</u>	<u>9.793</u>	<u>1.304</u>
林道維持・補修・修繕	<u>1.933</u>	<u>0.299</u>	<u>11.035</u>	<u>1.258</u>
林道施設災害復旧	<u>2.047</u>	<u>0.268</u>	<u>12.481</u>	<u>1.483</u>

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【変更設計】簡易B区分 (工種が5種以上の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	<u>3.942</u>	<u>0.334</u>	<u>22.106</u>	<u>3.525</u>
地すべり防止	<u>3.081</u>	<u>0.300</u>	<u>18.328</u>	<u>2.474</u>
林道開設・改良	<u>3.569</u>	<u>0.356</u>	<u>21.736</u>	<u>2.522</u>
林道開設・改良 (舗装)	<u>3.234</u>	<u>0.285</u>	<u>18.106</u>	<u>2.156</u>
林道維持・補修・修繕	<u>4.279</u>	<u>0.295</u>	<u>23.321</u>	<u>2.644</u>
林道施設災害復旧	<u>3.569</u>	<u>0.356</u>	<u>21.736</u>	<u>2.522</u>

工事区分 (レベル1)	【変更設計】数量精査			
	技師(A)	技師(B)	技師◎	技術員
溪間工、山腹工	<u>2.300</u>	<u>0.300</u>	<u>11.500</u>	<u>1.700</u>
地すべり防止	<u>1.400</u>	<u>0.300</u>	<u>9.100</u>	<u>1.100</u>
林道開設・改良	<u>1.600</u>	<u>0.300</u>	<u>9.000</u>	<u>1.400</u>
林道開設・改良（舗装）	<u>1.200</u>	<u>0.300</u>	<u>8.000</u>	<u>1.200</u>
林道維持・補修・修繕	<u>1.900</u>	<u>0.200</u>	<u>11.900</u>	<u>1.700</u>
林道施設災害復旧	<u>1.600</u>	<u>0.300</u>	<u>9.000</u>	<u>1.400</u>

別紙2 （略）

工事区分 (レベル1)	【変更設計】数量精査			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	<u>1.826</u>	<u>0.073</u>	<u>11.766</u>	<u>1.844</u>
地すべり防止	<u>1.399</u>	<u>0.202</u>	<u>8.320</u>	<u>1.159</u>
林道開設・改良	<u>1.359</u>	<u>0.084</u>	<u>8.444</u>	<u>1.147</u>
林道開設・改良（舗装）	<u>1.216</u>	<u>0.208</u>	<u>7.415</u>	<u>1.028</u>
林道維持・補修・修繕	<u>1.918</u>	<u>0.128</u>	<u>11.402</u>	<u>1.432</u>
林道施設災害復旧	<u>1.359</u>	<u>0.084</u>	<u>8.444</u>	<u>1.147</u>

別紙2 （略）

附 則
この通知は、令和7年4月1日から適用する。